

別表第3（第18条関係）

特別養護老人ホーム「広青苑」  
利 用 料 金 表

令和 4年10月1日より

入居者の方は、介護保険法に基づいた下記の項目に該当する料金に、利用日数を乗じた額を毎月お支払いください。

1. 介護給付サービスによる料金

サービスの利用料金は、入居者の要介護度、入居される居室によって異なります。

①従来棟：4人部屋・2人部屋に入居の方 (1日あたりの金額：単位円)

介護福祉施設サービス費（Ⅱ）					
要介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担割合 (1割)	573	641	712	780	847
自己負担割合 (2割)	1,146	1,282	1,424	1,560	1,694

②従来棟：個室に入居の方 (1日あたりの金額：単位円)

介護福祉施設サービス費（Ⅰ）					
要介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担割合 (1割)	573	641	712	780	847
自己負担割合 (2割)	1,146	1,282	1,424	1,560	1,694

③ユニット棟個室に入居の方 (1日あたりの金額：単位円)

ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）					
要介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担割合 (1割)	747	813	885	950	1,015
自己負担割合 (2割)	1,494	1,626	1,770	1,900	2,030

## 2. 日常生活継続支援加算 ※従来棟に入居の方

介護福祉士を入居者6人に対して1人以上の割合で配置し、算定月の前6ヶ月間、または前12ヶ月間における新規入居者のうち、下記の3つのいずれかを満たして質の高いケアを提供しておりますので、下記の金額を加算してお支払いください。

- ・ 要介護4、5の方の割合が70%以上
- ・ 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方の割合65%以上
- ・ 痰の吸引などが必要な方が15%以上

(1日あたりの金額：単位円)

日常生活継続支援加算 (I)	自己負担割合 (1割)	36
	自己負担割合 (2割)	72

## 3. サービス提供体制強化加算 ※ユニット棟に入居の方

サービスを提供する介護員のうち、「介護福祉士」を60%以上配置して、質の高いケアを提供しておりますので、下記の金額を加算してお支払いください。

(1日あたりの金額：単位円)

サービス提供体制強化加算 (I)	自己負担割合 (1割)	22
	自己負担割合 (2割)	44

## 4. 看護体制加算

常勤の看護師を配置しているほか、更に手厚く看護職員を配置し、夜間の連絡体制も確保しておりますので、下記の金額を加算してお支払いください。

### ①従来棟に入居の方

(1日あたりの金額：単位円)

看護体制加算 (I) イ	自己負担割合 (1割)	6
	自己負担割合 (2割)	12
看護体制加算 (II) イ	自己負担割合 (1割)	13
	自己負担割合 (2割)	26

### ②ユニット棟に入居の方

(1日あたりの金額：単位円)

看護体制加算 (I) ロ	自己負担割合 (1割)	4
	自己負担割合 (2割)	8
看護体制加算 (II) ロ	自己負担割合 (1割)	8
	自己負担割合 (2割)	16

## 5. 夜勤職員配置加算

夜勤時間帯（17時から9時）に職員を手厚く配置しておりますので、下記の金額を加算してお支払いください。

### ①従来棟に入居の方

（1日あたりの金額：単位円）

夜勤職員配置加算（Ⅲ）イ	自己負担割合（1割）	28
	自己負担割合（2割）	56

### ②ユニット棟に入居の方

（1日あたりの金額：単位円）

夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ	自己負担割合（1割）	21
	自己負担割合（2割）	42

## 6. その他の介護給付サービスの加算

※該当する場合のみ

### （1）初期加算

施設での生活に慣れるため、様々な支援が必要とされることから、入居した日から30日間については、下記の金額を加算してお支払いください。

また、30日を超える入院をし、退院して再び施設に戻ったときも同じく支援が必要となることから、下記の金額を加算してお支払いください。

（1日あたりの金額：単位円）

初期加算	自己負担割合（1割）	30
	自己負担割合（2割）	60

### （2）入院・外泊時の単価

6日以内の入院・外泊をしたときには、入院・外泊初日と退院・帰苑日を除いて、1日につき下記の金額を加算してお支払いください。

また、月をまたいで入院・外泊をしたときには、それぞれ1月に6日を限度として、下記の金額を加算してお支払いください。

（1日あたりの金額：単位円）

入院・外泊時の単価	自己負担割合（1割）	246
	自己負担割合（2割）	492

※入院や外泊が8日以上となったときは、所得段階、居室の種類に応じて、居住費の自己負担額をお支払いください。 → 9.（2）

### (3) 看取り介護加算 I

嘱託医、常勤の看護師などが連携して24時間連絡体制を確保し、入居者本人またはご家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合には、その亡くなった月において、下記の金額をお支払いください。

(1日あたりの金額：単位円)

亡くなった当日	自己負担割合 (1割)	1,280
	自己負担割合 (2割)	2,560
亡くなった日の前日と前々日	自己負担割合 (1割)	680
	自己負担割合 (2割)	1,360
亡くなった日以前 4日以上30日以下	自己負担割合 (1割)	144
	自己負担割合 (2割)	288
亡くなった日以前 31日以上45日以下	自己負担割合 (1割)	72
	自己負担割合 (2割)	144

### 7. 介護職員処遇改善加算

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～6の該当する料金の合計額に、下記の金額をさらに加算してお支払いください。

介護職員処遇改善加算 (I)	上記1～5の該当する料金と加算の合計額× 83/1,000に相当する額：単位円
----------------	--

### 8. 介護職員等特定処遇改善加算

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～6の該当する料金の合計額に、下記の金額をさらに加算してお支払いください。

介護職員等特定処遇改善加算 (I)	上記1～6の該当する料金と加算の合計額× 27/1,000に相当する額：単位円
-------------------	--

### 9. 介護職員等ベースアップ等支援加算

法に定める介護職員のベースアップを行っておりますので、上記1～6の該当する料金の合計額に、下記の金額をさらに加算してお支払いください。

介護職員等ベースアップ等支援加算	上記1～6の該当する料金と加算の合計額× 16/1,000に相当する額：単位円
------------------	--

## 10. 介護給付の対象とならないサービスの料金

### (1) 食 費

食事の提供に要する費用は、入居者の所得によって異なります。

下記の表により、所得段階に応じた自己負担額をお支払いください。

※「介護保険負担限度額認定証」で確認できます。

(1日あたりの金額：単位円)

所得段階	基準額	食費に係わる負担限度額の減額認定による額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
食材料費・調理費 相当分	1, 445	300	390	650	1, 360

### (2) 居 住 費

居住に要する費用は、入居者の所得によって異なります。

下記の表により、所得段階に応じた自己負担額をお支払いください。

※「介護保険負担限度額認定証」で確認できます。

#### ①従来棟：4人部屋・2人部屋に入居の方

(1日あたりの金額：単位円)

所得段階	基準額	居住費に係わる負担限度額の減額認定による額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
光熱水費相当分	855	0	370	370	370

#### ②従来棟：個室に入居の方

(1日あたりの金額：単位円)

所得段階	基準額	居住費に係わる負担限度額の減額認定による額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
光熱水費・室料 相当分	1, 171	320	420	820	820

#### ③ユニット棟に入居の方

(1日あたりの金額：単位円)

所得段階	基準額	居住費に係わる負担限度額の減額認定による額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
光熱水費・室料 相当分	2, 006	820	820	1, 310	1, 310

### (3) 金銭管理費

医療費、理美容代の支払いや、衣類、消耗品購入などに、お預かりしている現金の出納管理「預り金の出納管理に係わる費用」として、下記の金額をお支払ください。

(1日あたりの金額：単位円)

金銭管理費：預り金の出納管理に係わる費用	30
----------------------	----

従来棟4人部屋・2人部屋 1月(31日)あたりの料金表(1割負担)

※金額はあくまで目安です。実際の料金は、利用日数、該当した加算等で変わることがあります。

介護度	所得段階	サービス費計 加算含む	処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ 等支援加算	食費	居住費	金銭管理料	合計
3	2	24,645	2,046	665	394	12,090	11,470	930	52,240
	3-①	24,645	2,046	665	394	20,150	11,470	930	60,300
	3-②	24,645	2,046	665	394	42,160	11,470	930	82,310
	4	24,645	2,046	665	394	44,795	26,505	930	99,980
4	2	26,753	2,220	722	428	12,090	11,470	930	54,614
	3-①	26,753	2,220	722	428	20,150	11,470	930	62,674
	3-②	26,753	2,220	722	428	42,160	11,470	930	84,684
	4	26,753	2,220	722	428	44,795	26,505	930	102,354
5	2	28,830	2,393	778	461	12,090	11,470	930	56,953
	3-①	28,830	2,393	778	461	20,150	11,470	930	65,013
	3-②	28,830	2,393	778	461	42,160	11,470	930	87,023
	4	28,830	2,393	778	461	44,795	26,505	930	104,693

従来棟個室 1月(31日)あたりの料金表(1割負担)

※金額はあくまで目安です。実際の料金は、利用日数、該当した加算等で変わることがあります。

介護度	所得段階	サービス費計 加算含む	処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ 等支援加算	食費	居住費	金銭管理料	合計
3	2	24,645	2,046	665	394	12,090	13,020	930	53,790
	3-①	24,645	2,046	665	394	20,150	25,420	930	74,250
	3-②	24,645	2,046	665	394	42,160	25,420	930	96,260
	4	24,645	2,046	665	394	44,795	36,301	930	109,776
4	2	26,753	2,220	722	428	12,090	13,020	930	56,164
	3-①	26,753	2,220	722	428	20,150	25,420	930	76,624
	3-②	26,753	2,220	722	428	42,160	25,420	930	98,634
	4	26,753	2,220	722	428	44,795	36,301	930	112,150
5	2	28,830	2,393	778	461	12,090	13,020	930	58,503
	3-①	28,830	2,393	778	461	20,150	25,420	930	78,963
	3-②	28,830	2,393	778	461	42,160	25,420	930	100,973
	4	28,830	2,393	778	461	44,795	36,301	930	114,489

ユニット棟 1月(31日)あたりの料金表(1割負担)

※金額はあくまで目安です。実際の料金は、利用日数、該当した加算等で変わることがあります。

介護度	所得段階	サービス費計 加算含む	処遇改善加算	特定処遇改善 加算	ベースアップ 等支援加算	食費	居住費	金銭管理料	合計
3	2	29,140	2,419	787	466	12,090	25,420	930	71,252
	3-①	29,140	2,419	787	466	20,150	40,610	930	94,502
	3-②	29,140	2,419	787	466	42,160	40,610	930	116,512
	4	29,140	2,419	787	466	44,795	62,186	930	140,723
4	2	31,155	2,586	841	498	12,090	25,420	930	73,521
	3-①	31,155	2,586	841	498	20,150	40,610	930	96,771
	3-②	31,155	2,586	841	498	42,160	40,610	930	118,781
	4	31,155	2,586	841	498	44,795	62,186	930	142,992
5	2	33,170	2,753	896	531	12,090	25,420	930	75,789
	3-①	33,170	2,753	896	531	20,150	40,610	930	99,039
	3-②	33,170	2,753	896	531	42,160	40,610	930	121,049
	4	33,170	2,753	896	531	44,795	62,186	930	145,260

以上